

平成30年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望）（案）

【農林水産関係】

1 国際貿易交渉について

TPP協定の発効に向けた検討や日EU・EPA交渉などが進められる中、米国をはじめ、各国の今後の動向によっては、関税割当枠の取扱いなどによる、国内農林水産業への影響が懸念される。

国においては、いかなる国際貿易交渉にあっても、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、農林水産物の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うこと。

2 農業の振興について

(1) 「農業競争力強化プログラム」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。

特に、「農業競争力強化プログラム」に関する制度の設計については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。

(2) 加工原料乳生産者補給金制度について、具体的な運用を定める際は、地方公共団体に対し、早期に情報提供や協議を行い、意見を反映するとともに、決定した際には、国の責任において対象事業者等への周知を図り、現行の指定団体制度が有している機能を十分に発揮し、酪農家の経営安定に資する運用となるよう努めること。

また、加工原料乳生産者補給金の交付にかかる数量認定事務等に関しては、事務量の増加が見込まれることから、国において必要な予算を措置すること。

(3) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法に関し都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を確保すること。

- (4) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。
- (5) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。
- また、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには農村地域の防災・減災対策が重要である。
- しかし、これらの事業の予算は十分でないことから、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成を講じること。
- さらに、地域の要望に基づくきめ細かな農業農村整備を推進できるよう必要な予算の確保を図るとともに、農業水利施設の管理体制の強化に資する施策の継続や、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、耕作放棄地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。
- (6) 土地改良制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな負担が生じることがないように、国において必要な予算を措置するとともに、具体的な運用を定める際は、地方公共団体等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。
- さらに、機構関連事業については、農業者の費用負担を要する従来からの事業との間で不公平感が生じないように措置すること。
- (7) 経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。
- さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。
- また、現在導入が進められている収入保険制度については、新たに多角化・複合化に取り組む場合など、農業者個々の経営努力が基準収入に的確に反映される仕組みにするとともに、自然災害など個々では避けられない収入減少を基準収入の算定から除外するなど、再生産可能となる制度とすること。
- 加えて、見直しが行われる農業災害補償制度も含め、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように周知に努めるとともに、制度の見直しにあたっては、現行制度加入者の負担増とならないような制度とすること。
- (8) 稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため、米政策の見直しに当たっては、農業経営者自らの経営判断を活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ

細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組みなど、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械の整備を支援すること。

- (9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、所要の見直し等を行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

- (10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。

- (11) 農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、営農しながら本格的に経営を学ぶ場（農業経営塾）の運営が継続的にできるよう必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じたカリキュラム時間等での実施を可能とするなど、持続的な担い手づくりに努めること。

- (12) 農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

- (13) 農業委員会については、平成27年の「農業委員会等に関する法律」の改正により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規

参入の促進など、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な法令事務として位置付けられた。

そのため、農業委員や農地利用最適化推進委員などが実施する農地の有効利用を図るための支援事業に係る予算確保に努めること。

- (14) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。
 - ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
 - ・食育及び地産地消運動の推進
 - ・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及
- (15) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。
- (16) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地パワーアップ事業の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。
- (17) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。
 - ・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
 - ・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず耕作放棄地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
 - ・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
 - ・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - ・外国人観光客の増加に対応するため、動物検疫所の機能強化を図ること。
- (18) 畜産・酪農の収益力強化に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。
- (19) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するた

め、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善を行うこと。

また、獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度及び国家資格制度を整備すること。

- (20) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保、捕獲鳥獣の利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。

特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵等の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

- (21) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・ 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・ 放射性物質により汚染された土壌・水等の除染を迅速に行うこと。
- ・ 放射性物質に汚染された農地の除染対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫負担により継続すること。
- ・ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に向けた具体的手順を早急に示すとともに、除染や用水路の整備等、必要な取組を確実に実施するなど、国の責任の下、対策を講ずること。
- ・ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

- (22) 日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、平成28年5月に策定された「農林水産業の輸出力強化戦略」に掲げる施策を着実に実行すること。特に、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動を積極的に支援するとともに、輸出を志向する農業者におけるGLO

BAL GAPなどの国際的に通用する認証取得の拡大に向けて戦略的に取り組むこと。

(23) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

(24) 燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(25) 農林水産業の6次産業化を着実に推進するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置の更なる拡充を図ること。

(26) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、認証GAP取得が条件となる取引拡大が予想されるため、認証GAPの取得産地拡大に向けた取組の継続実施のほか、取組のメリットや、実需者の取得産地との取引意向に関する情報提供を行うこと。

また、都道府県が取り組むGAP確認制度についても支援措置を継続拡充すること。

3 林業の振興について

(1) 森林吸収源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）を早期に創設するとともに、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。また、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係、都道府県の役割、用途についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

(2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病虫害等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

- ・間伐やこれと一体となった路網の整備、伐採後の植栽など、適切な森林整備や松くい虫の防除対策、ナラ枯れ被害対策を推進するための施策及び予算の充実
- ・山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予

算の充実

- (3) 林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。
- ・間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援の充実と十分な予算確保
 - ・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
 - ・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実
 - ・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保に向けた施策の充実
 - ・CLT等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策の充実
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信
- (4) 森林法改正により措置された林地台帳制度については、森林に関するデータベースの整備等をはじめ、業務量の増加が見込まれることから、地方財政措置や国庫補助事業の継続など、必要な経費について十分な予算措置を講じること。
- (5) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。
- また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除を認めるなど柔軟に対応すること。
- さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続するとともに、原木として利用できない立木の財物補償については、汚染実態に即して対象地域を拡大すること。
- (7) 大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断が出来るよう林地開発における基準や関係法令を整備すること。

4 水産業の振興について

- (1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。
- (2) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットのさらなる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、税制特例措置を堅持するとともに、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。
 - ・ 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
 - ・ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
 - ・ ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア連邦の法律により操業が禁止となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、引き続き支援を行うこと。
 - ・ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。
 - ・ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
 - ・ パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、海洋汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。
- (5) 「新規漁業就業者対策」については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備するこ

と。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

- (6) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

しかし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響について引き続き注視する必要がある。

こうした中、我が国が、デフレからの完全な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融・為替政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視しつつ、「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を実施するとともに、名目GDPを高めることを目指した日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

政府においては、地方創生と持続的な経済成長を実現するため、「国家戦略特区」による「岩盤規制」の改革及び高い経済効果が認められる特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。また、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置、地域独自の取組ができるよう一層の地方への権限移譲などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や未来投資会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため中長期的な支援が必要であることから、法人税軽減の適用期間を延長すること。地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、法人税についても軽減すること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

- (4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

大規模な経済危機等に際して発動する新たなセーフティネット保証制度の整備に当たっては、業種に関わらず迅速に発動できる制度とし、適用期限については一律に設定しないこと。

また、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から保証料率・保険料率のあり方を検討すること。また、危機対応時等におけるセーフティネット保証に係る保険の補填率の引き上げを行うこと。

- (3) 中小企業政策審議会の報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」に基づき制度変更を行う場合には、地方自治体による予算編成等に重大な影響を及ぼさないよう、実施までに十分な期間を確保すること。

- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、現在の金利情勢では運用益が減少することが見込まれることから、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドについて、柔軟な対応が行えるよう機能を拡充すること。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う小規模事

業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。

- (6) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき商工会及び商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。

また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

- (7) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進や事業性評価能力がある商工組合中央金庫を活用した代理貸付などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。

- (8) 内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業（従来事業）」については、平成29年度より「地方創生推進交付金」（予算措置1/2）の対象事業とされているが、国の委託事業として始まったという経緯を踏まえ、国において、全額財政措置を行うこと。

- (9) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対する支援措置をより一層充実すること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 地方が地域の实情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくり、柔軟な働き方の推進に積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金の創設など支援を充実させること。

また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。

- (2) 中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。

- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できる財政措置を行うこと。

(4) 中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。

(5) 労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を講ずるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。

また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、雇用環境の改善を推進すること。

(6) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業が必要な人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。

(7) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、企業の主体的取組を支援する専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

(8) 非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策の充実を図ること。

正規雇用化とあわせ、労働者の状況に応じた、多様な勤務形態を選択できるような環境整備を行うこと。

(9) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して希望をもって、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用等女性の活躍につなげるための施策の充実を図ること。

(10) 65歳以上の高齢者の就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

(11) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労、職場定着を支援する人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金、報奨金の基準緩和等）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている

難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

- (12) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。

【消費生活関係】

1 適正表示対策の拡充について

- (1) 「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された事業者に対する法第29条第1項の報告の徴収及び立入検査等の権限については、法第7条第1項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だけでなく、「都道府県知事が必要があると認めるとき」にも行使できるようにするなど、調査権限の拡充を図ること。
- (2) 「不当景品類及び不当表示防止法」第5条第1号に定める優良誤認表示では、平成26年3月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところであるが、具体的事例も限られており、基準等が明確になったとは言い難いものである。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。
- (3) 健康食品における虚偽・誇大広告に対し、迅速かつ実効的な法執行を行うため、都道府県の執行実態を把握した上で、健康増進法においても、「不当景品類及び不当表示防止法」に規定されるような「不実証広告規制」の導入を検討すること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講ずるとともに、同交付金における用途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。

また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、活用期間の延長を含め、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すること。